**衛生管理マニュアル　記載例**

**４　使用水の衛生管理**

**４（１）（２）　濁り等、残留塩素及び滅菌装置の確認並びに水質検査**

|  |  |
| --- | --- |
| 使用水の衛生管理について、　　**東京　太郎**　　　が責任者となり以下の内容を履行する。 | 責任者の氏名を記入します。  （役職名でも可） |
| * 衛生管理の目的   <記載例>  水による病原微生物汚染の防止。   * 使用水   <記載例>  □ 水道水　□ 水道水（小規模給水施設）　□ その他の水   * 味、臭い、色、濁りの確認方法   <記載例>   * 作業開始前に、味、臭い、色、濁りについて異常の有無を確認し、記録する。 * 不適時の対応についても記録する。 * 記録は１年間保存する。     【小規模貯水槽水道の水及び井戸水等を使用している場合】   * 残留塩素濃度又は滅菌装置等の作動状況の確認方法   <記載例>   * 装置は、作業開始前に異常の有無を確認し、作動状況と残留塩素濃度を測定し記録する。 * 不適時の対応についても記録する。 * 記録は１年間保存する。 * 水質検査の実施方法   <記載例>  【使用水が、小規模貯水槽水道の水の場合】  ・登録検査機関等において、年1回、9項目の水質検査を行う。  ・貯水槽は、年1回、専門の清掃業者による清掃を委託する。  ・水質検査の結果（検査成績書）及び貯水槽の清掃の記録は、１年間保存する。  ・水質検査の結果、不適となった場合は直ちに水の使用を停止し、保健所に届け出る。なお、不適時の対応は記録する。  <記載例>  【使用水が、その他の水（井戸水等）の場合】  ・指定検査機関等において、年1回、26項目の水質検査を行う。  ・水質検査の結果（検査成績書）は、１年間保存する。  ・水質検査の結果、不適となった場合は直ちに水の使用を停止し、　　　　　　保健所に届け出る。不適時の対応は記録する。  ・水質検査の結果が適になるまで水道水を使用する。 | 水道水をいったん貯水槽に溜めてから使用する場合や井戸水など水道水以外の水を使用する場合は、日々の点検だけでなく、年1回以上水質検査を実施することが必要です。また、水道水を使用する場合でも、供給されている水の状況を自分で確認することが大切です。  使用水の点検項目及びその頻度を具体的に記載します。日常行う点検は誰でもすぐに実施できる簡単な点検でもかまいません。また、水道水以外を使用している場合は、水質検査の実施項目と頻度などを記載します。  水質検査は、小規模貯水槽水道の水の場合9項目、井戸水の場合26項目について年1回以上実施します。  水質検査の結果が不適の場合の対応、記録の方法を具体的に明記します。 |